

バイオマス活用推進会議の設置について

平成 21 年 12 月 10 日
バイオマス活用推進会議決定
(最終改正：令和 3 年 12 月 20 日)

バイオマス活用推進基本法（平成 21 年法律第 52 号。以下「基本法」という。）第 33 条第 1 項に基づき、バイオマス活用推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

1. 組織

- 1 推進会議は、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省（以下「関係府省」という。）の副大臣又は政務官であって、バイオマス活用推進を担当する者を構成員とする。
- 2 推進会議の事務局を農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課に置く。

2. 事務

推進会議は、次に掲げる事項について、関係府省間の連絡調整を行うものとする。

- 1 基本法第 20 条に基づくバイオマス活用推進基本計画（以下「基本計画」という。）及びその変更の案の策定
- 2 基本法及び基本計画の進捗状況についてのフォローアップ
- 3 バイオマスの活用の推進に係る各府省連携事項の検討
- 4 バイオマスの更なる活用の推進のための検討

3. 意見聴取

関係府省は、関係府省間の連絡調整を行う際に、基本法第 33 条第 2 項に基づくバイオマスの活用に関し専門的知識を有する者によって構成するバイオマス活用推進専門家会議から、意見を聴くものとする。

4. 推進会議の開催

- 1 推進会議は、構成員の要請に応じて開催する。
- 2 事務局は、構成員の要請を受け、会議の日時、場所及び検討事項をあらかじめ構成員に通知するものとする。

5. その他

推進会議の運営等に関し必要な事項は、推進会議において定める。

バイオマス活用推進会議
構成員

農林水産副大臣	<small>たけべ</small> 武部	<small>あらた</small> 新
内閣府大臣政務官	<small>こてら</small> 小寺	<small>ひろお</small> 裕雄
総務大臣政務官	<small>はとやま</small> 鳩山	<small>じろう</small> 二郎
文部科学大臣政務官 み	<small>たかはし</small> 高橋	はる
経済産業大臣政務官	<small>いわた</small> 岩田	<small>かずちか</small> 和親
国土交通大臣政務官	<small>かとう</small> 加藤	<small>あゆこ</small> 鮎子
環境大臣政務官	<small>なかがわ</small> 中川	<small>やすひろ</small> 康洋